

水道GLPの認定更新について

公益財団法人秋田県総合保健事業団児桜検査センターは、令和4年12月30日付で公益社団法人日本水道協会の審査により水道GLPの認定を更新しました。

私共は県内唯一の認定水質検査機関となります。

GLPとは、“Good Laboratory Practice”の頭文字を取ったもので、水道GLPを和訳すると「水道水質検査優良試験所規範」となります。

この試験所規範は、水道法に基づき「水道事業体の検査部門」及び「水道法20条検査機関」が管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の信頼性を確保する事を目的とします。国際規格であるISO9001（品質マネジメントシステム）と、ISO/IEC17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の要求事項を参考にし、管理上の要件と技術的な要件から構成され、検査の精度や体制が確立されていることを認証する制度です。

この認定の取得により、当センターの水道水質検査結果の信頼性が第三者機関（公益社団法人日本水道協会）から保証されたことになり、水質検査が適正でありかつ検査における品質管理と技術力が高い水準にあることが認められたこととなります。

【水道GLP認定マーク】 【認定内容】



JWWA-GLP112

- (Ⅰ) 適用基準 水道水質検査優良試験所規範
- (Ⅱ) 認定機関 公益社団法人日本水道協会
水道GLP認定委員会
- (Ⅲ) 認定範囲 水道水質基準項目（51項目）
水道水・浄水
- (Ⅳ) 認定番号 JWWA-GLP112
- (Ⅴ) 認定日 2022年12月30日
（初回認定2014年6月30日）
- (Ⅵ) 事業者名 公益財団法人秋田県総合保健事業団
- (Ⅶ) 水質検査機関名 児桜検査センター

